

件名	愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	道路建設課
根拠法令等	愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例 道路法(昭和27年法律第180号) 道路構造令(昭和45年政令第320号) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)
【改正の概要】	
<p>1 自動運行補助施設関係</p> <p>道路法改正により道路の附属物として新たに規定された自動運行補助施設を、交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける交通安全施設に追加。</p> <p>2 歩行者利便増進道路関係</p> <p>道路法改正により新たに指定制度が創設された歩行者利便増進道路の構造基準として、(i)歩行者の滞留スペースを設けること、(ii)歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること、(iii)バリアフリー基準に適合すること等を規定。</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	